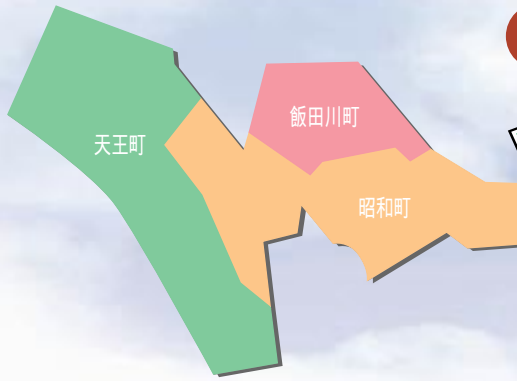


天王町・昭和町・飯田川町



合併協議会だより

第16号 2004年9月

合併協定調印式を挙行



天王町・昭和町・飯田川町合併協定調印式（8月24日 天王町総合体育館）

合併協定書に調印



平成16年8月24日(火)天王町総合体育館において、合併協定調印式が行われました。式には、合併協議会委員や3町の議会議員、傍聴者など180人が出席し、石川天王町長、千田昭和町長、小玉飯田川町長が、合併協議会で確認された53項目を記した協定書に調印し、続いて特別立会人の寺田秋田県知事と立会人の合併協議会委員が、順次署名を行いました。3町の町長あいさつの後、知事から祝辞をいただき『潟上市』発足に向けて大きな一歩を踏み出しました。

主催者あいさつ 石川天王町長



本日ここに、天王町・昭和町・飯田川の合併協定調印式を挙げるにあたり、寺田秋田県知事を特別立会人としてお迎えし、多くの方々のご臨席を賜り、厚く感謝申し上げます。

また、合併協議会委員の皆様には、一年余りにわたり、熱心な協議をいただきありがとうございます。おかげさまで、先ほど、めでたく歴史的調印を完了いたしました。

感無量であります。

さて、二十一世紀の自治体を取り巻く環境は、独自の地域づくりや行財政改革の推進、日常生活圏の拡大や住民ニーズの多様化、少子高齢化等々が叫ばれる中、自治体の自己決定、自己責任が強く求められてきております。

こうした分権社会の受け皿としての市町村合併であります。私共、三町においては、これまでの広域行政における連携強化と日常生活圏の一体化という観点にたつて、県の重点支援地域の指定を受け、三町議会におけるご理解のもと、二〇〇三年七月一日に法定合併協議会を設置いたしました。以来、十六回の合併協議会を開催し、協議を重ねて参りましたが、委員の

皆様をはじめ、新市建設計画検討委員会委員、新市名称候補選定小委員会委員の皆様には、真摯で前向きな取り組みにより、本日の調印式を迎えることができました。

ここに改めて皆様のこれまでのご尽力とご協力に心から敬意と感謝を申し上げ、また、寺田知事をはじめ、県関係各位に対しましても各般にわたり懇切なご指導を賜り、衷心より感謝申し上げます。

さて、二〇〇五年三月二十二日に誕生する新市「潟上市」は、その将来像を「活き生き三万六千の夢づくり」「一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」としています。人と地域、行政が渾然一体となって、より活力にあふれ、良好で魅力的な環境をつくることを目指して、まちづくりを進めていくこととしております。この「潟上市」は、地域活力の最大眼目として三町独自の都市計画による一体的な都市づくりの進展に期待しているところでもあり、寺田知事をはじめ、関係各位のご支援、ご理解をこの席をお借りして改めて切にお願い申し上げます。

三町は、それぞれに歴史と伝統に培われ、先人たちの英知と努力によって築かれてきた自治体であります。その自治体に幕を降ろすことは心情的に忍び難いものがありますが、三町の皆様は、将来にわたる地域発展のために合併の道を決断しました。何よりも昭和の千田町長さん、飯田川の小玉町長さん、この私も含め三町長が、町民の幸せのための合併」という大義に立ち、ときに丁丁発止の場面が

あったにしても終始一貫、信頼と互譲の精神をもって、ことにあたつてきました。このことは合併協議会会長である私自身、心強く感じていましたし、この場をお借りして、二人の町長さんに改めて感謝申し上げます。

合併の先は必ずしもバラ色ばかりではありません。苦しいときもあるでしょう。しかし、本日の調印を新たな出発点として、三町が更に一致協力し、困難を乗り越え、多くの人々から「合併してよかった」といわれるような合併の実現に努力して参りたいと存じます。

終わりに、私、会長をサポートし、合併協議の円滑な推進に誠心誠意努めてきました合併事務局の職員をはじめ、三町の職員の皆様のご奮闘に感謝申し上げます。ご臨席の皆様のご健勝をお祈りしてあいさついたします。ありがとうございました。

主催者あいさつ 千田昭和町長

本日の合併協定調印式にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、寺田知事をはじめ、多くのご来賓、並びに関係各位の皆様方に見守られて、合併協定書に調印させていただきます。



いたところでありますが、歴史的な一ページを本日ご列席賜りました皆様と共有できましたことは、大変意義深く、感無量の思いでございます。

本日、調印の運びとなったことは、偏に合併協議会委員の皆様をはじめ、関係各位の並々ならぬご努力の賜であると共に、議会議員の皆様や、住民のご理解とご協力の結果であり、この場をお借りして心から敬意を表し、感謝申し上げます。

また、これまで各般にわたり、懇切丁寧なご指導を賜った県当局の皆様に対しても改めて厚く御礼申し上げます。

さて、国はもとより地方の厳しい財政環境の中で、地方分権の進展による自主・自立のまちづくりや急速に進行する少子・高齢社会をはじめとする社会経済環境の変化、さらには多様化・高度化する住民ニーズへの対応を通じて行政サービスの質的向上が求められております。

私共、湖南三町が一体となることにより行政基盤の強化が図られ、行政課題に的確に対応し、住民福祉の維持・向上を図って参ることは勿論であります。先人達が築いてくれました歴史と文化を大切にしながら魅力あふれる「潟上市」が創りだされますよう切に願っております。

本日の調印を新たな出発点として、三町が更に協力し来年の三月二十二日にはすべての人々に祝福される合併が実現するよう努力して参りたいと存じます。

今後更に協議会で具体的な事務事業の調整を図り「潟上市」発足に向け、万端遺漏のないよう諸準備に努めて参りますので、関係各位並びに住民の皆様の今後とも、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。

本日は、誠にありがとうございました。

主催者あいさつ

小玉飯田川町長



本日ここに、合併協定調印式を挙行できましたことは、寺田知事をはじめ、ご来臨の皆様方に厚くお礼を申し上げます。

新市誕生に向けて歴史的な第一歩を踏み出すことができ、したことは、誠に感慨深いものがあります。

本日、合併協定調印の特別立会人としてご臨席頂いております、寺田知事より以前お聞きしたことが、今でも明確に私の心の中にあります。それは「湖南地区の合併は、コンパクトで素晴らしいまちづくりができる」と、力強くおっしゃられたことであります。私は、この言葉を頂いて意を強くして合併を推進して参りました。

本日の合併調印という大きな節目を迎える

ことができたのも、県当局の指導はもとより、合併協議会委員、議会議員、住民の皆様はじめ関係各位のご努力の賜と深く感謝申し上げます。次第であります。

さて、湖南三町は、秋田市の近郊にあつて、緑豊かな自然を有し、恵まれた環境を活用しながら、時代の流れに応える施策の展開が必要であります。そのためには、地域住民の皆様方の声に広く耳を傾けながら、住民参画のまちづくりを進めるための基礎づくりが求められていると思います。このことが、本日の合併協定書に網羅されていると自負しております。

今後、合併協議会で具体的な事務事業の調



合併協定書に署名する協議会委員

整はありますが、多くの人々に愛して頂く、魅力ある「潟上市」が来年三月二十二日に誕生するよう努力して参りたいと存じますので、なお一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

来賓祝辞

寺田秋田県知事



さきほど、三町長さんによる固い握手のもと、天王町、昭和町、飯田川町の合併協定の調印が滞りなく行われましたことを、心からお喜び申し上げます。

本日の調印は、新たなまち「潟上市」の誕生に向け、大きく歩みを進めるものであり、地域の方々は、さぞかし、この日を待ち望んでいたことと思います。

市町村合併は、厳しい時代にあつて、いわゆる「低コスト・満足行政」を推進するとともに、「広がりのある新たなまちづくり」を進め、地域の自立を図っていくこととするものであります。

三町による合併協議会の立ち上げ時期は、決して早かったとは言えませんが、時代認識を共有し、合併の大義を忘れることなく、互



いを尊重しながら精力的に話し合いを進めてきたことが、短期間での協議成立につながったものと思います。

歴史的な大仕事を成し遂げられた合併協議会委員の皆様を始め、関係各位に心から敬意を表するものであります。

この地域は、県都秋田市や観光地男鹿市に隣接するという好立地にあり、また、少子高齢化が進行する県内にあつて、唯一、人口の増加が見込まれております。

更に、地域のシンボルである八郎湖のほか、交流のスポット「天王グリーンランド」、一年中花を鑑賞できる憩いの場「ブルーメッセあきた」、そしてユニークな「鷺舞まつり」や「東湖八坂神社のくも舞い・牛乗り」など、魅力的な資源が数多くあります。

新市においては、このような恵まれた立地条件や資源を活かし、多彩な地域戦略を展開していくことが可能になると思います。



特別立会人として知事が署名

県としては、そつした新たなまちづくりを全力で支援して参ります。

最後に、本日の調印を機に三町の融和が一層図られ、来年三月二十二日に、面積はコンパクトながらも大きな可能性を秘めた「潟上市」が、住民の祝福と笑顔の中、輝かしく誕生いたしますことを切に祈念し、お祝いのごとばいたします。

本日は、誠におめでとうございました。

合併関連議案を三町で議決

平成十六年八月二十六日に天王町、昭和町、飯田川町それぞれで臨時議会を開催し、合併関連議案が議決されました。

これに伴い、翌二十七日に寺田知事へ合併申請書を提出しました。

【合併関連議案】

- ・ 市町の廃置分合について
- ・ 市町の廃置分合に伴う財産処分について
- ・ 市町の廃置分合に伴う議会の議員の在任の特例について
- ・ 市町の廃置分合に伴う農業委員会の委員の任期の特例について
- ・ 市町の廃置分合に伴う地域審議会の設置について
- ・ 市町の廃置分合により設置する市の議会の議員の定数について

廃置分合とは・・・

法人格の変動を伴う地方公共団体の区域の変更であり、分割、分立、合体、編入の四種類があります。

この三町の場合は合体に該当し、天王町・昭和町・飯田川町を廃してその区域をもって『潟上市』を置くこととなります。

調 印 書

天王町、昭和町、飯田川町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく天王町・昭和町・飯田川町合併協議会において合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年8月24日

天王町長	石川光男	印
昭和町長	千田鐵太郎	印
飯田川町長	小玉久男	印



協議会会議運営規程案など5協議案を全会一致で承認

合併協議会設置協議書に署名

合併協定書

53項目の内容

1 合併の方式

天王町、昭和町、飯田川町（以下「三町」という。）を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成十七年三月二十二日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、鴻上市（かたがみし）とする。

4 新市の事務所の位置

(1) 新市の事務所の位置は、新市の庁舎の建設までの間、南秋田郡天王町天王字上江川四七番地一〇〇とする。

(2) 新市の庁舎は本庁方式により天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し、選定する。

(3) 新市の庁舎の建設は新市建設計画（財政計画を含む）に明記し、合併特例債の適用を受けられる期間中に建設する。

(4) 庁舎の利用については、合併時は三町の庁舎に行政機能を振り分ける分庁方式とする。

5 財産の取扱い

(1) 三町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。

(2) 昭和町豊川財産区、飯田川町下虻川財産区、飯田川町和妹川財産区、飯田川町飯塚財産区は、新市のそれぞれの財産区として存続するものとする。

(3) 飯田川町下虻川財産区、飯田川町和妹川財産区、飯田川町飯塚財産区の協議員は、新市において設置する。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号、以下「合併特例法」という。）第七条第一項第一号の規定を適用し、合併の日から十一ヶ月間引き続き新市の議会議員として在任する。

(2) 新市の議会議員の定数は、二十二人とする。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市に一つの農業委員会を置き、三町の農業委員会委員の選挙による委員であつた者は、合併特例法第八条第一項第一号の規定を適用し、合併の日から平成十七年七月十九日まで引き続き新市の農業委員会委員の選挙による委員として在任する。

(2) 新市の選挙による委員の定数は、十六人とする。また農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十二条の規定による委員の定数は、六人とする。

(3) 在任特例後、最初に行われる選挙は、農

業委員会に旧町単位とする選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は、平成十六年三月三十一日確定した選挙人名簿登録者数により調整する。

8 地方税の取扱い

(1) 三町で差異のない税制については、現行のとおりとする。

(2) 三町で差異のある税制については、平成十七年度より次のとおり統一する。

固定資産税の納期については、天王町及び飯田川町の例による。

軽自動車税の納期については、天王町及び昭和町の例による。

入湯税については、天王町の例による。

鉱産税については、昭和町の例による。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 一般職の職員は、合併特例法第九条により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新市において「定員適正化計画」を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

(2) 職員の職名・職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から合併時に統一する。

(3) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、合併後速やかに統一を図る。



電算システムは合併時に統合



合併時は分庁方式と確認



合併の方式を新設合併と確認

10 特別職の身分の取扱い

- (1) 特別職の設置・人数・任期については、法令等の定めるところによる。法令等の定めがない場合は、新市において調整する。
- (2) 特別職の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行される必要があるもの。
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行される必要があるもの。
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。

12 事務組織及び機構の取扱い

- (1) 新市の事務組織・機構については、次の方針に従い整備するものとする。
 - 市民に分かりやすく、かつ利用しやすい組織・機構
 - 市民の声を適切に反映することができる組織・機構
 - 指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構
 - 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構

行政課題や緊急時に即応できる組織・機構

- (2) 合併時は、三町の役場庁舎を分庁舎として有効活用し、行政機能の振り分けについては、次のとおりとする。

旧天王町庁舎は、総務、企画の各部門及び選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置する。
 旧昭和町庁舎は、福祉、産業、建設、水道の各部門及び議会、農業委員会を配置する。
 旧飯田川町庁舎は、市民部門及び教育委員会を配置する。
 各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う、総合窓口センターを設置する。

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 三町で構成している湖南地区衛生処理組合及び二町で構成している昭和町飯田川町羽城中学校組合については、合併の前日をもつて解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐ。また、一般職の職員は新市の職員として身分を引き継ぐものとする。
- (2) 三町の一部が加入している男鹿地区消防一部事務組合、男鹿地区衛生処理一部事務組合、湖東地区行政一部事務組合及び井川町・飯田川町共有財産管理組合については、合併の前日をもつて脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。
- (3) 三町が加入している秋田県市町村会館管

理組合及び秋田県市町村総合事務組合については、合併の前日をもつて脱退し、新市において合併の日に当該組合に加入する。

- (4) 公平委員会事務については、合併の前日をもつて委託に関する規約を廃し、新市において現行の内容により委託する。

(5) 天王グリーンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利は、新市に引き継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。

14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料等の取扱いについては、次のとおりとする。
 - 施設の使用料等については、施設の内容及び建設年度が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料については、可能な限り統一に努めるものとする。
 - 行政財産及び普通財産使用料については、合併時に統一する。
- (2) 手数料の取扱いについては、次のとおりとする。
 - 三町で差異のない手数料については、現行のとおりとする。
 - 三町で差異のある手数料については、合併時に統一する。



町名、字名の取扱いなどを確認



36000人の夢づくりがスタート



新市名称等基本3項目は小委員会で協議調整へ

15 公共的団体等の取扱い

- 公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、その統合について調整に努めるものとする。
- (1) 二町以上で共通の団体については、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。
- (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努める。

16 補助金、交付金等の取扱い

- 各種団体等への補助金、交付金等については、各町の従来からの経緯・実情等を考慮しつつ、新市において調整する。
- (1) 三町に共通する補助金については、制度の統一化に向けて調整する。
- (2) 各町単独の補助金については、事業の実績を踏まえ、調整する。

17 町名、字名の取扱い

- 字の名称及び区域は原則として従前のとおりとし、大字名については合併前において各町で調整する。

18 慣行の取扱い

- (1) 市章については、新市において定める。
- (2) 市の木、花、鳥、魚については、新市において制定を検討する。
- (3) 市歌、市民憲章及び各種宣言については、新市において制定を検討する。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (4) 表彰制度については、新市において定める。ただし、名誉町民、町特別功労者、町功労者は、新市に引き継ぐものとする。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の納期については、八期とする。
- (2) 国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成十八年度から段階的に税率を調整し、平成二十年度から税率を統一する。なお、賦課方式は、平成二十年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の三方式とする。
- (3) 国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。
- (4) 保険給付事業の出産育児一時金及び葬祭費については、現行のとおりとする。出産資金貸付及び高額療養費貸付については、合併時までに調整する。
- (5) 国民健康保険助成事業については、合併時までに調整する。

20 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護認定審査会の設置については、引き続き共同処理事務を実施できるよう構成団体と合併時までに調整する。
- (2) 介護保険料については、平成十七年度まで現行のとおりとし、平成十八年度から統一する。納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、八期とする。
- (3) 介護保険法（平成九年法律第一二三号）第一一七条に基づく介護保険事業計画につ

21 消防団の取扱い

- いては、新市において策定する。
- (4) 低所得者利用者負担対策事業については、合併時までに調整する。
- (5) 介護保険財政安定化基金貸付金及び拠出金については、新市に引き継ぐものとする。

21 消防団の取扱い

- 消防団は、合併時に統合する。
- なお、当面、旧町消防団を支団とするが、新市において消防行政に関する審議を行う組織を設置し、消防団の組織体制について検討するものとする。

22 自治組織（町内会等）の取扱い

- (1) 自治組織の名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時までに調整を図る。
- (2) 会長の身分については、自治組織の育成・強化の必要性を考慮し、非常勤の特別職とする。
- (3) 会長の職務及び連合組織については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
- (4) 自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
- (5) コミュニティ協議会の区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時までに調整を図る。
- (6) コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のとおりとし、新市にお



使用料の取扱いなど確認



関西学院大学大学院小西砂千夫教授を招き講演会を開催（250人参加）



いて調整する。

23 地域審議会の取扱い

- (1) 合併特例法第五条の四第一項に基づき、合併前の昭和町、飯田川町の区域を単位として、それぞれの区域に地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、次の「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

地域審議会の設置に関する協議（抜粋）

- 昭和地区地域審議会を合併前の昭和町の区域に、飯田川地区地域審議会を合併前の飯田川町の区域にそれぞれ設置する。
- 設置機関は合併の日から平成二十七年三月三十一日までとする。
- 委員は十五人以上とし、任期は二年とする。審議する事項
- ・ 新市建設計画の変更に関する事項
 - ・ 新市建設計画の進捗状況に関する事項
 - ・ 新市の基本構想の作成及び変更に関する事項
 - ・ その他市長が必要と認める事項

24 各種事務事業の取扱い

- 24 1 国際交流事業
 - 24 2 電算システム事業
- 国際交流事業については、新市において調整する。

- 電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないように調整する。

24 3 広報広聴関係事業

- (1) 新市において、広報紙を毎月一日と十五日に発行する。
- (2) 新市において、ホームページを開設する。
- (3) 新市において、市勢要覧を発行する。
- (4) 新市において、行政懇談会を設けるなど、住民の行政に対する意見・要望等の広聴に十分配慮する。

24 4 納税関係事業

- (1) 納税貯蓄組合補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
- (2) 納税貯蓄組合連合会については、新市において統合できるように調整に努める。補助金については、新市において調整する。
- (3) 法人納税組合に対する補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。
- (4) 確定申告納税相談については、当面、現行のとおりとする。

24 5 消防防災関係事業

- (1) 防災関係事業については、情報の伝達方法に配慮しながら、新市において調整する。
- (2) 防災会議は、合併時に設置し、地域防災計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
- (3) 水防計画は、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、飯田川町の現計画を運用する。
- (4) 災害弔慰金等は、合併時に統一する。

24 6 交通関係事業

- (1) 地方バス路線維持のための公共交通機関の確保については、当面、現行のとおりとし、新市において運行路線等を検討する。
- (2) JR駅の管理委託については、新市において調整する。
- (3) 交通安全対策協議会及び交通指導隊については、新市において設置する。
- (4) チャイルドシート購入補助については、天王町の例による。
- (5) 防犯指導隊員については、新市において設置する。
- (6) 既存防犯灯は新市で管理する。新規防犯灯に係る受益者負担金については、合併時まで調整する。

24 7 窓口業務

- 各庁舎に総合窓口センターを設置し、住民サービスの向上に努めるものとする。

24 8 保健衛生事業

- (1) 母子保健事業の幼児健診については、現行のとおり実施し、実施回数等については合併時まで調整する。乳児健診の対象年齢については、昭和町の例による。また、妊婦健診については、天王町及び昭和町の例による。
- (2) 予防接種事業については、現行のとおり実施し、実施回数等については合併時まで調整する。
- (3) 結核予防事業については、現行のとおりとする。



合併後成人式は3町合同で開催などを確認



新市名称1,154種類から選定を開始



小委員会委員長報告後、基本3項目などを確認

24 10 高齢者福祉事業

- (1) 国又は県等が定める制度については、事業実施要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。
- 老人日常生活用具給付事業、家族介護慰労金については、現行のとおりとする。
- 家族介護用品支給事業については、昭和町及び飯田川町の例による。

24 9 障害者福祉事業

- (4) 老人保健事業については、対象者、実施方法及び自己負担額を合併時に再編する。
- (5) 機能訓練事業については、介護保険サービス・介護予防事業で対応し、合併時に廃止する。

24 12 保育園・幼稚園事業

- (1) 保育料については、国の基準を原則に、合併時までに調整する。ただし、旧飯田川町地区に居住する五歳児の保育料は、平成十七年度は全額、平成十八年度は三分の二、平成十九年度は三分の一減免した金額とする。

24 11 児童福祉事業

- (1) 児童福祉事業の国又は県等が定める制度については、その要綱に準拠しながらサービスの充実に努める。
- (2) 障害児福祉手当等については、現行のとおりとする。
- (3) 放課後児童対策事業については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。

- (1) 障害者基本計画については、新市において策定する。
- (2) 特別障害者手当等については、現行のとおりとする。
- (3) 障害者年金（居宅支援金）については、合併時に再編する。
- (4) 小規模作業所運営補助事業、小規模作業所等通所者交通費補助金については、現行のとおりとする。
- (5) 身体障害者補装具の交付・修理については、天王町及び昭和町の例による。
- (6) 日常生活用具給付事業等については、現行のとおりとする。

- (2) 在宅介護支援センターについては、基幹型は天王町に一カ所、地域型は旧町三方所とする。
- (3) 緊急通報体制等整備事業等については、合併時までに調整する。
- (2) 各町独自に制度の充実に努めている事業については、従来の実績を尊重し、制度の趣旨・目的が効果的に機能するように調整する。

- 敬老式については、年内満七十五歳以上を対象に、当面、旧町地区の敬老式として残し、内容を新市において調整する。
- 金婚式については、合併時に廃止する。
- 在宅高齢者等介護手当支給事業については、合併時に廃止する。
- 長寿祝金については、合併時に再編する。

24 15 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会への事業委託については、社会福祉協議会の実情を尊重しながら、調整に努める。

24 14 その他の福祉事業

- (1) 戦没者追悼式については、新市において統合し、実施する。
- (2) 民生委員推薦会については、新市において設置する。
- (3) 行旅困窮者の援助については、合併時に再編する。

24 13 生活保護事業

- (1) 生活保護事業については、新市において福祉事務所を設置し、国又は県等が定める各種の制度について、その法令・要綱等に準拠しながら実施する。
- (5) 幼児バスの運行については、当面、現行のとおりとし、新市において運行経路等を検討する。

- (2) 特別保育事業については、新市において調整する。
- (3) 幼稚園使用料については、天王町の例による。ただし、旧飯田川町地区の幼稚園使用料については、幼保一体化を考慮し、保育料と同一とする。
- (4) 幼稚園就園奨励費補助金及びすこやか子育て支援事業費補助金については、現行のとおりとする。



新市の名称を潟上市と確認



農林水産事業等を確認



手数料などの取扱いなどを確認

- 24
18 環境対策事業
- (1) 生ごみ堆肥化補助事業については、平成十七年度から天王町の例により実施する。
 - (2) 廃棄物減量等推進委員会、廃棄物減量等推進協議会及び環境審議会については、新市において設置する。
 - (3) 公害対策事業については、新市において実施する。
 - (4) 廃棄物処理計画等については、新市において策定する。
 - (5) し尿処理については、当面、現行のとおりとする。
 - (6) 合併後、公共施設のISO14001認証取得に努めるものとする。
 - (7) 犬の登録事務については、現行のとおり

- 24
17 ごみ収集運搬業務
- (1) 一般廃棄物収集運搬体制については、平成十七年度から統一する。
 - (2) ごみ袋等の取扱いについては、当面、現行のとおりとし、新市において販売方法を調整する。

- 24
16 健康づくり事業
- (1) 健康まつりについては、新市のイベントに併せて実施する。
 - (2) 各種団体（地区組織）については、当面現行のとおりとし、それぞれの実情を尊重しながら、新市において組織づくりができるように調整に努める。
 - (3) 健康教室等については、合併時までに調整し、統一して実施する。

- 24
19 農林水産関係事業
- (1) 農業振興地域整備計画及び地域水田農業ビジョンについては、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
 - (2) 生産目標数量配分等については、新市において調整する。
 - (3) その他の農業関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - 国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。
 - 町単独事業及び補助金については、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整する。
 - (4) 農業関係協議会等については、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。
 - (5) 農村環境計画、森林整備計画については、新市において新たに策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。
 - (6) 土地改良関係事業、林業、漁業については、次のとおり実施するものとする。
 - 県営土地改良事業については、新市においても引き続き実施する。
 - 国・県補助事業については、新市においても引き続き実施する。
 - 町単独事業については、従来からの経緯、実情に配慮しつつ新市において調整する。

- 24
20 商工、観光関係事業
- (1) 中小企業に対する融資については、合併時までに調整する。
 - (2) 工場誘致に係る奨励措置については、昭和町の例による。ただし、優遇措置については、新市において調整する。なお、合併時において奨励措置を受けているものについては、その現行の制度を適用する。
 - (3) 観光施設の管理運営については、現行のとおりとし、八郎潟ハイツについては合併時までに調整する。
 - (4) 各種の観光イベントについては、主催団体と協議し、新市においても継続実施する。

- 24
22 建設関係事業
- (1) 道路事業・公営住宅事業の取扱いについては次のとおりとする。
 - 町道については、新市に引き継ぐものとする。
 - 道路除雪については、新市において道路除雪計画を策定する。
 - 道路認定基準については、合併時までに調整する。
 - 道路占用料については、合併時に再編する。

- 24
21 勤労者、消費者関連事業
- (1) 勤労者関連事業については、勤労者の支援の観点から、引き続き福祉増進に努める。
 - (2) 消費者関連事業については、消費者保護の観点から、引き続き施策等の推進に努める。



新市事務組織機構の整備方針を確認



議会議員の定数・在任特例などを確認



新市名称名付け親賞は昭和町門間光夫さんに

24
23 上水道 下水道事業

(1) 上水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

上水道及び簡易水道事業特別会計については、合併時に統一する。

上水道及び簡易水道の給水区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

上水道及び簡易水道の給水料金については、当分、現行のとおりとする。

メーター使用料については、合併時に統一する。メーターは全て貸付とし、口径別に水道料金と合わせて徴収する。

(2) 都市計画関係事業の取扱いについては次のとおりとする。

都市計画マスタープランについては、新市において策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を運用する。

都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

都市計画審査委員会については、新市において設置する。

都市公園については、新市に引き継ぐものとする。

都市計画決定を受けた都市計画道路については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

宅地開発に関する事務については、新市において開発指導要綱を策定する。

24
25 学校教育関係事業

(1) 奨学金貸付事業については、当面、現行のとおりとし、新市において、速やかに統一する。

24
24 公立学校の通学区域

公立学校の小学校、中学校の通学区域については、当面、現行のとおりとし、必要に応じて新市において調整する。

新規加入金については、合併時に統一する。

手数料については、合併時に統一する。

(2) 下水道事業の取扱いについては、次のとおりとする。

公共下水道事業及び農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、それぞれ合併時に統一する。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の使用料については、当面、現行のとおりとし、平成二十年度から統一する。

公共下水道事業及び農業集落排水事業の受益者負担金・分担金については、平成二十年度から統一する。

排水設備工事指定店登録手数料については、昭和三十九年の例による。

排水設備工事検査手数料については、天王町の例による。

水洗便所改造資金融資幹旋及び利子補給については、昭和三十九年の例による。

24
27 集会施設

(1) 本館・地区館・児童館・コミュニティ施設・福祉施設等の維持管理及び新築・増築・修繕については、新市において行う。

(2) 公民館分館等の地域集会所の維持管理及び運営費補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに「公共集会施設検討委員会」(仮称)を設置し再編する。また、新築・増築・修繕については、昭和三十九年の例による。

24
26 文化振興事業

(1) 文化祭については、当面、旧町地区の文化祭として残し、新市において統合を検討する。

(2) 文化財保護審議会については、新市において設置する。

(3) 指定文化財については、新市に引き継ぐものとする。

(4) 修学旅行助成事業については、合併時に廃止する。

(5) 遠距離通学費補助事業については、合併時に廃止する。

(6) 要保護・準要保護児童生徒就学援助及び特殊教育就学奨励制度については、現行のとおりとする。

(7) 学校給食については、現行のとおりとする。

(8) 遠距離通学費補助事業については、合併時に廃止する。



合併期日が確認され協定項目全てを確認



新市建設計画の内容が確認され、県との正式協議へ



24 28 社会教育関係事業

(1) 社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

社会教育については、社会教育計画に基づき、住民の教育向上及び生活文化の振興のために充実した環境を整備する。

社会教育計画については、新市において策定する。

社会教育委員及び公民館運営審議会は、新市において設置する。

図書館事業については、合併時までに調整する。

成人式については、新市において統合し実施する。

各種講座については、新市において調整する。

(2) 社会体育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。

社会体育については、住民がスポーツを通して、心身の健全な育成と体力づくりができるよう充実した環境を整備する。

現在、各町で行っている各種スポーツ大会については、継続して実施するが、共通する大会で、全体で実施したほうが効果的なものは、新市において見直し検討を図る。

町民運動会については、当面、旧町地区の運動会として残し、その後統合を検討する。

体育指導委員については、新市において設置する。

各種スポーツ教室及び講習会については、新市において調整する。

24 29 その他の事業

(1) 総合発展計画・行財政改革大綱
総合発展計画については、新市建設計画を基本とし、新市において基本構想及び基本計画等を策定する。

行財政改革大綱については、新市において速やかに策定する。

(2) 指定金融機関、支払い等に関する業務
新市の指定金融機関は、株式会社秋田銀行とする。

収納代理金融機関については、住民の利

便性を考慮し、銀行、農協、信用金庫及び郵便局を指定する。

(3) 入札制度
入札制度については、合併時までに調整する。ただし、入札参加申請・受付については、天王町及び飯田川町の例による。

(4) 年末年始の休日
新市の年末年始の休日は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日とする。

25 新市建設計画

新市建設計画は、別添のとおりとする。



新市建設計画概要版については、平成十六年七月に全戸配布しました。



新市将来構想概要版については、平成十五年十月に全戸配布しました。

住民説明会を開催しました

新市『潟上市』の姿は！

7月23日から8月6日にかけて、3町12箇所で住民説明会を開催し、合併協議状況に関する経過説明と合併後の潟上市の姿や事業などの内容を説明しました。

天王会場

5箇所で開催



7.23 天王地区（天王ことぶき荘）



7.28 湖岸地区（羽立ことぶき荘）



7.29 出戸地区（出戸新町ことぶき荘）



7.26 二田地区（公民館）



8.2 追分地区（勤労青少年ホーム）

昭和会場

4箇所で開催



7.30 豊川地区（豊川コミュニティ）



8.4 南部地区（南部児童館）



8.5 西部地区（湖南交流センター）



8.6 中央地区（レイクプラザ昭和）

飯田川会場

3箇所で開催



7.27 和田妹川・金山地区（和田妹川公民館）



7.28 下虻川地区（ふれあいの家）



7.29 飯塚地区（飯塚児童館）

県内における合併協議会の状況

人口は平成12年国勢調査
平成16年8月25日現在

協議会の名称	構成市町村	人口計	面積計	新市町の名称	合併予定日
天王町・昭和町・飯田川町 合併協議会	天王町・昭和町・飯田川町	35,711人	98km ²	かたがみし 潟上市	17.3.22
千畑町・六郷町・仙南村 合併協議会	千畑町・六郷町・仙南村	24,207	168	みさとちょう 美郷町	16.11.1
秋田市・河辺町・雄和町 合併協議会	秋田市・河辺町・雄和町	333,646	906	秋田市	17.1.11
横手平鹿合併協議会	横手市・増田町・平鹿町・ 雄物川町・大森町・十文字町・ 大雄村・山内村	109,004	694	横手市	17.3.19
本荘由利一市七町 合併協議会	本荘市・矢島町・岩城町・ 由利町・西目町・鳥海町・ 東由利町・大内町	92,843	1,209	ゆりほんじょうし 由利本荘市	17.3.22
大曲仙北合併協議会	大曲市・神岡町・西仙北町・ 中仙町・協和町・南外村・ 仙北町・太田町	98,326	867	だいせんし 大仙市	17.3.22
湯沢雄勝合併協議会	湯沢市・稲川町・雄勝町・ 皆瀬村	58,504	791	湯沢市	17.3.22
鷹巣阿仁地域合併協議会	鷹巣町・森吉町・阿仁町・ 合川町	42,050	1,153	きたあきたし 北秋田市	17.3.22
田沢湖・角館・西木 合併協議会	角館町・田沢湖町・西木村	33,565	1,094	せんぼくし 仙北市	17.3未まで
男鹿市若美町合併協議会	男鹿市・若美町	38,130	241	男鹿市	17.3未まで
大館市・比内町・田代町 合併協議会	大館市・比内町・田代町	86,288	914	大館市	17.6.20
五城目町・八郎潟町・井川町 合併協議会	五城目町・八郎潟町・井川町	26,021	280	ことうちょう 湖東町	17.10.1
能代山本市町村合併協議会	能代市・琴丘町・ニツ井町・ 八森町・山本町・八竜町・ 峰浜村	97,047	909	協議中	17.10.11
仁賀保町・金浦町・象潟町 合併協議会	仁賀保町・金浦町・象潟町	30,347	241	にかほ市	未定

ただし、単独市町村が単独表明しても協議会組織自体の解散や変更が行われていないものについては反映していません。

てんのう・しょうわ・いたがわ ほっとすぽっと!

『ほっとすぽっと!』では、3町をシリーズで紹介しています。

実りの秋

実りの秋、食欲の秋、スポーツの秋、3町の秋は...



天王町の梨

丹精込めてつくった梨は大地の恵みと愛情がたくさんつまっています。



飯田川町学習田

子供たちが春に植えた苗は元気に成長しています。10月の収穫が楽しみです。



アグリプラザ昭和

昭和町の特産品や新鮮な野菜などが毎日並びます。



天王町のピンクの濃い部分は観光果樹園

天王町農産物直売所

生産者の顔が見える安全な農産物がいっぱいです。



飯田川町子供会 ビーチバレーボール

町内から5チームが参加しました。体育館には元気いっぱいの声が響きました。



ブルーメッセあきた

秋の彩りを楽しませてくれます。散歩コースにどうですか？

事務局

〒010-0201 南秋田郡天王町天王字上江川47-610 天王町保健センター2階

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会事務局

電話 018-870-6566 FAX 018-878-7215

http://www.tsi-gappei.jp/ E-mail: soumu@tsi-gappei.jp

印刷/株式会社 塚田美術印刷